

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.84

No.84 2017.3.23

■ 3・15 緊急院内集会、200名参加

3月15日に開催された緊急院内集会「過労死ラインの上限時間を許すな！」は、1週間程度の告知期間にもかかわらず会場を埋める200名の参加で「熱気」と「怒り」に包まれました。



民進党からは井坂議員、長妻議員、大西議員、柚木議員、初鹿議員、真山議員、共産党からは田村議員、畑野議員、もとむら議員が駆け付けてくれました。いずれの議員からも、過労死ラインの上限規制の導入は許さないという強い決意が語られました。

過労死遺族の6名の方々の話も胸を打つものでした。23歳の息子を過労自死で亡くした桐木弘子さんは「過労死ラインを合法化し、死ぬかもしれないとわかっている労働時間を働かせたあげく、死なせることがあれば、まさに殺人であると私は考えます」「どうか、労働者が人間らしく幸せに暮らせるような労基法にして、私たち親子のような悲惨な目にあう家族をなくしてください」と訴えました。遺族のみなさんの悲痛な声を無視した「働き方改革」など、改革の名に値しません。政府・経団連は、こうした現場で苦しむ労働者一人一人の声を聞くべきです。

■ すでに「抜け道」が指摘される欠陥規制

政府の規制案は、繁忙期の残業の上限規制の月100時間は「休日も含む」規制であるのに対し、時間外労働の総量規制の年間720は「休日を含まない」規制であることが明らかになって

います。このことに着目した朝日新聞は「休日に出勤して働く時間が上限の範囲外とされていて、『休日労働』の時間を合わせれば、年に960時間まで働かせられる制度設計」と報道しています（3月18日朝刊）。報道によれば、政府の担当者も「年720時間の上限に、休日労働を上乗せすることは理論上可能」と認めたとのこと。

ただでさえ実効性に乏しい時間規制に抜け道まで用意。果たして規制をする意思があるのか？強い疑問を抱かざるを得ません。

実効性のある上限規制を求める闘いはまだまだこれからです。仕事のために生活や命を犠牲にすることのない社会へ転換していく契機となるような「真の働き方改革」を実現すべく、引き続き現場から声を上げていきましょう！

■ 共謀罪法案閣議決定。組合の危機！

3月21日、共謀罪法案が閣議決定されました。組合会議やメールの監視が日常的になされるようになるなど労働組合にとって極めて重大な影響があるこの法案。目を付けられた労働組合は、共謀の疑いで警察に強制捜査され、壊滅的打撃を受ける危険があります。4月12日に集会を開催します。ふるってご参加ください！

労働組合が狙われる！？

「共謀罪」創設に反対する
働く者の集会

日時 2017年4月12日(水) 18:30~20:00

会場 連合会館2階大会議室 (JR御茶ノ水駅徒歩5分)

主催 日本労働弁護団

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790